



2025 年 7 月 17 日

各 位

会社名 株式会社フジ・コーポレーション
代表者名 代表取締役社長 多賀 睦実
(コード番号: 7605 東証プライム)
問合せ先 執行役員管理本部長 佐藤 崇
(TEL. 022-348-3300)

臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2025 年 9 月下旬に臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催する場合に備え、本臨時株主総会の招集のための基準日設定について、決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会を開催する場合に備え、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するために、2025 年 8 月 13 日（水）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主といたします。

- (1) 基準日 2025 年 8 月 13 日（水）
- (2) 公告日 2025 年 7 月 17 日（木）
- (3) 公告方法 電子公告（当社ホームページに掲載いたします。）

<https://www.fujicorporation.com/bs/index.html>

2. 本臨時株主総会の開催日程及び付議議案等について

当社が 2025 年 6 月 6 日に公表した「株式会社宇佐美鋳油による当社株式等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」においてお知らせしましたとおり、株主会社宇佐美鋳油（以下「公開買付者」といいます。）は、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）及び本新株予約権（注）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が成立し、公開買付者が当社株式の全て（但し、本新株予約権の行使により交付される当社株式を含み、当社が所有する自己株式を除きます。）を取得することができなかった場合には、本公開買付けの成立後、以下の方法により、当社株式の全て（但し、本新株予約権の行使により交付される当社株式を含み、当社が所有する自己株式を除きます。）の取得を目的とした手続を実施することを予定しているとのことです。

具体的には、①本公開買付けの成立により、公開買付者が当社の総株主の議決権の 90%以上を保有するに至った場合には、公開買付者は、本公開買付けの決済完了後速やかに、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後

の改正を含みます。) 第 179 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、当社の株主(公開買付者及び当社を除きます。)の全員に対してその所有する当社株式の全部を売り渡すことを請求するとともに、本新株予約権に係る新株予約権者(公開買付者を除きます。)の全員に対してその所有する本新株予約権の全部を売り渡すことを請求する予定であり、他方で、②本公開買付けの成立後、公開買付者が当社の総株主の議決権の 90%以上を所有するに至らなかった場合には、公開買付者は、当社に対し、(i)当社株式の併合を行うこと(以下「本株式併合」といいます。)、並びに(ii)本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨、及び定時株主総会の基準日の定めを削除する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む本臨時株主総会の開催を当社に要請するとのことです。なお、公開買付者は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

当社は、本臨時株主総会の開催が必要となる場合に備えて、あらかじめ本臨時株主総会の招集のために必要となる基準日を設定することにいたしました。但し、(a)本公開買付けが成立しなかった場合、(b)本公開買付けが成立し、公開買付者が本公開買付けにより当社株式の全て(但し、本新株予約権の行使により交付される当社株式を含み、当社が所有する自己株式を除きます。)を取得することができた場合、又は(c)本公開買付けが成立し、公開買付者が当社の総株主の議決権の 90%以上を所有するに至り、公開買付者が株式売渡請求を行う場合(上記①の場合)には、当社は、本臨時株主総会を開催せず、本基準日についても利用しない予定です。

なお、本臨時株主総会の開催日時及び開催場所並びに付議議案の詳細等につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

(注)「本新株予約権」とは以下の新株予約権を総称していいます。

- ① 2017年1月27日開催の取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権(行使期間は2017年2月14日から2047年2月13日まで)
- ② 2018年1月29日開催の取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権(行使期間は2018年2月14日から2048年2月13日まで)
- ③ 2019年1月29日開催の取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権(行使期間は2019年2月14日から2049年2月13日まで)

以上